

健康増進法の改正について

＜健康増進法改正の概要＞

施設等の区分	施設の定義	受動喫煙対策	施行時期
第一種施設	学校、病院、児童福祉施設等、国及び地方公共団体の行政機関の庁舎といった、受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が利用する施設	原則、敷地内禁煙（屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置が取られた場所に、喫煙場所を設置することは可）	令和元年 7月1日
第二種施設	多数の者が利用する施設のうち、第一種施設及び喫煙目的施設以外の施設	原則、建物内禁煙（ <u>基準適合室</u> ※内でのみ喫煙可）	令和2年 4月1日
既存特定飲食提供施設	第二種施設に区分される既存飲食店の内、経営規模の小さい店舗（資本金5千万円以下、客席面積100㎡以下）	原則、建物内禁煙（保健所に届出することで、経過措置として店内での喫煙可）	
喫煙目的施設	喫煙をする場所を提供することを主たる目的とする施設として政令で定める要件を満たすもの	店内での喫煙可	令和2年 4月1日

※基準適合室（喫煙専用室）の要件（技術的基準）

- ① 出入口において、室外から室内に流入する空気の気流が、0.2m毎秒以上であること
 - ・ 入口にのれん、カーテン等を設置し、開口面の面積を狭くするという工夫により、風速0.2m/秒以上を実現することもできる。
- ② たばこの煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること
 - ・ 「壁、天井等」：建物に固定された壁、天井のほか、ガラス窓等も含むが、たばこの煙を通さない材質・構造のものをいう。
 - ・ 「区画」：出入口を除いた場所において、壁等により床面から天井まで仕切られていることをいい、たばこの煙が流出するような状態は認められない。
- ③ たばこの煙が屋外に排気されていること
 - ・ 「屋外」：特定施設の屋外